

カーチス在庫車輛に関する売買規約

第1章 総則

(総則)

第1条 この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社カーチス（以下「当社」といいます）が運営するカーチス倶楽部（以下「本倶楽部」といいます）のウェブサイト（<http://www.carchclub.com/>、以下「本倶楽部サイト」といいます）に当社が取り扱う中古自動車（以下「本件車輛」といいます）の情報を掲載し、本倶楽部の会員（以下「会員」といいます）との間における売買取引に関する基本事項を定めるものであり、本規約に定めのない事項については、「カーチス倶楽部会員規約」の定めるところによるものとします。

第2章 在庫車輛閲覧

(在庫車輛閲覧)

第2条 当社は、本件車輛の情報を本倶楽部サイトに掲載し、会員は、これを閲覧することができるものとします。

2 本件車輛とは、お問合せ番号が「01」で始まる車輛を指します。

(車輛状態評価書)

第3条 当社は、本件車輛の状態について記載された車輛状態評価書を本倶楽部サイトに掲示するものとします。

2 前項の車輛状態評価書に記載された内容は、本件車輛の状態を保証するものではなく、本件車輛の状態と相違がある場合であっても、会員は、当社に対して何らの補償を請求することはできないものとします。

第3章 車輛購入

(車輛購入に関する問合せ)

第4条 会員は、本倶楽部サイトに掲載した本件車輛に関し、本倶楽部サイトに掲載された価格でこれを購入することができ、購入を希望する場合は、本倶楽部サイトの在庫紹介画面で当該カーチス在庫車輛の概要を確認した上で、当社に対し、その旨を問い合わせるものとします。

(個別契約の締結)

第5条 会員は、本件車輛の購入を申込み場合には、当社と別途個別の契約（以下「個

別契約」といいます)を締結するものとします。

- 2 個別契約は、会員が注文書を発行し、当該注文に対し、当社が承諾の意思表示をしたときに成立するものとします。
- 3 本規約の定めと個別契約の定めが異なる場合は、個別契約の定めを優先するものとします。

(代金の決済)

第6条 個別契約における代金の決済方法は、原則として現金振込みとし、会員は、購入車輛価格にかかる消費税、およびリサイクル預託金相当額を車輛価格に合算した金額(以下「購入代金」といいます)並びに第11条に定める自動車税未経過相当額または名義変更保証金を当社が指定する金融機関口座に振込み支払うものとします。

- 2 会員は、前項の購入代金等の決済を個別契約成立の日から起算して原則3日以内に行うものとします。ただし、会員が個別契約時に当社が提供する別途定める決済方法を選択した場合はこの限りではありません。なお、振込手数料は会員の負担とします。

(所有権の移転)

第7条 本件車輛の所有権は、前条による購入代金等の入金が完了したときに当社から会員に移転するものとします。

(本件車輛の引渡し)

第8条 会員は、本件車輛の引渡し手続および引渡し日については、当社の指定する手続および日時に従うものとします。なお、引渡しにかかる費用は会員の負担とします。ただし、会員が当社の承諾を得た場合はこの限りではありません。

- 2 当社は、購入代金等の入金を確認できるまでの間、当該本件車輛の引渡しを拒否することができるものとします。

(譲渡書類の送付)

第9条 当社は、会員が予め指定した当該会員の店舗または事業所に宛てて、本件車輛の名義変更のために必要な書類(以下「譲渡書類」といいます)を送付するものとします。

- 2 前項の送付にかかる費用は当社が負担するものとします。
- 3 当社は、第6条に定める代金の入金が確認できるまでの間、会員に対して譲渡書類の送付を拒否することができるものとします。

(名義変更の義務)

第10条 会員は、個別契約成立の日から起算して30日を期限とし、本件車輛の移転登録または抹消登録を完了させ、また、当該期限内に当社に対して、名義変更

後の自動車検査証（移転抹消登録の場合は抹消登録証明書（軽自動車の場合は自動車検査証返納証明書）以下同じ）の写しを送付（ファクシミリによる送信も可）しなければならないものとします。なお、ファクシミリ送信の場合、会員は当社に対し、到着の有無を電話にて確認しなければならないものとします。

2 当社は、前項の期限内に名義変更後の自動車検査証の写しを確認できない場合、次の措置を取るものとします。

（1）本件車輛が軽自動車の場合

名義変更保証金から当社の名義変更確認のための費用として3千円を差し引き返金するものとします。ただし、当社が確認した結果、名義変更が終了していない場合は、返金しないものとします。

（2）本件車輛が登録車の場合

会員に対し1万円のペナルティを課し、前項の期限以後当社が自動車検査証の写しを受領するまで、1週間経過毎に更に1万円加算するものとします。

3 新年度の自動車税が旧名義人に課税された場合（3月契約は除く）、会員は自動車税相当額及び2万円の名義変更遅延ペナルティを支払うものとします。

（自動車税の取り扱い）

第11条 会員が車検有効期間のある本件車輛を購入する場合、当該本件車輛の自動車税を次のとおり取り扱うものとします。

（1）本件車輛が軽自動車の場合

①会員は、第6条の購入代金支払時に、本件車輛の名義変更保証金として、金1万円を当社に預託するものとします。

②当社は、前条第1項の期限内に自動車検査証の写しを受領した場合、会員に対し名義変更保証金を返金するものとします。ただし、3月契約の場合は、当月中に写しを受領した場合に限り返金するものとし、4月以降に受領した場合は、当該年度の軽自動車税との差額を返金するものとします。

（2）本件車輛が登録車の場合

①会員は、第6条の購入代金支払時に、本件車輛の自動車税未経過相当額（月割額）を当社に支払うものとします。

②①の定めにかかわらず、3月契約の場合、会員は次年度の年税相当額を当社に支払うものとし、当社は前条に定める自動車検査証の写しを当月末までに受領した場合、会員に年税相当額を返金するものとします。

（譲渡書類の差し替え及び再発行）

第12条 会員における譲渡書類の紛失、失効及び書き損じによる差し替え、再発行については以下に定める手数料をもって依頼するものとします。

(1) 登録車

抹消登録証明書の紛失 10万円

自動車検査証、委任状、譲渡証明書、住民票、戸籍謄本の紛失 6万円

委任状、譲渡証明書、住民票、戸籍謄本の差し替え 1点につき2万円

(2) 軽自動車

返納証明書の紛失 5万円

自動車検査証、OCRシート、申請依頼書の紛失 3万円

OCRシート、申請依頼書の差し替え 1点につき2万円

- 2 差し替え、再発行はすべて当社を通じて行うものとします。万一これに反した場合には会員は差し替え、再発行ペナルティの他に禁止行為によるペナルティとして金3万円を支払うものとします。
- 3 会員は当社が求めた場合は自動車保管場所証明書の写しを当社に提示する事とします。

(名義変更前の交通違反)

第13条 名義変更前に、会員が本件車輛にて交通違反、事故等(迷惑駐車含む)を起こし、旧名義人に迷惑をかけた場合、会員は違反ペナルティとして金3万円を支払うものとします。

(瑕疵担保責任)

第14条 当社は、会員に対し、本件車両を現状有姿で引渡すものとします。なお、本件車両の引渡し後においては、当社は瑕疵担保責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(解約)

第15条 個別契約成立後の会員からの一方的な解約は、原則としてこれを認めないものとします。ただし、車輛価格20万円以上の本件車輛については、個別契約成立後1週間後の17時迄に、当社に解約の旨申し出があり、且つ購入代金の10%もしくは5万円のいずれか高い方の金額に、次の各号の費用を加えた金額を当社に支払った場合には、会員は当該個別契約を解約することができるものとします。

(1) 当社が個別契約成立にあたり会員からの希望による修理を行うために要した費用がある場合には、その費用

(2) 当社が本件車輛の引取りを手配する費用

- 2 前項の場合、会員は、速やかに受領済の譲渡書類を当社に返送するものとします。なお、譲渡書類の送料は、会員が負担するものとします。
- 3 本件車輛納車後の解約である場合、当該本件車輛の引取り手続きについては、会員の費用負担において当社が行うものとし、会員は当社の指示に従うもの

とします。また、その他当該解約に関し必要な処理については、当社の指示に従っていただくものとし、会員は異議申し立てをしないものとします。

第4章 その他

(秘密保持)

第16条 会員及び当社は本規約および個別契約により知り得た相手方の営業上の秘密を第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。

(禁止事項)

第17条 会員は、次の各号にあげる事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本倶楽部サイトに掲載した車輛価格を当社の事前承諾なく第三者に対して知らせること
 - (2) 当社が個別契約に基づく購入代金等の入金を確認する以前に、本件車輛の搬出手続きおよび当社に対して譲渡書類送付の請求を行うこと
 - (3) 会員が予め当社に届出た以外の場所を、譲渡書類の送付先として指定すること
 - (4) 本件車輛の元の名義人へ直接連絡すること
 - (5) 本件車輛の元の名義人が容易に判別できる状態で転売すること
 - (6) 本件車輛を用いて法令等に違反すること
 - (7) その他、本件車輛の元の名義人に対する迷惑行為
- 2 前項については、会員が本倶楽部の会員たる資格を失った後においても効力を有するものとします。

(解除)

第18条 当社は、会員が次の各号に該当する場合には、何らの催告を要することなく個別契約の全部または一部を解除することができるものとし、当社が被った損害の賠償請求を行うことができるものとします。

- (1) 前条に定める禁止事項を行ったとき
- (2) 本規約または個別契約に違反し、相当期間に是正の催告をしたにもかかわらず、当該期間内に是正されないとき
- (3) カーチス倶楽部ゴールド会員の会費等の支払に遅延が生じたとき
- (4) 仮差押、差押、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
- (5) 民事再生手続、会社更生手続の開始、破産手続開始若しくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生手続、会社更生手続の開始若しくは破産手続開始の申し立てをしたとき
- (6) 監督官庁より営業停止、または営業免許若しくは営業登録の取消処分を

受けたとき

- (7) 営業の廃止若しくは変更、解散の決議をしたとき、または清算に入ったとき
- (8) 自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (9) 財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(退会後の措置)

第19条 会員が本倶楽部の会員たる資格を失った時点で、既に成立した個別契約があるときは、当社は未履行の個別契約に限り解除することができ、当社が個別契約を継続させる場合は、当該個別契約の履行が完了するまで、本規約はなお効力を有するものとします。

(免責)

第20条 当社が本倶楽部サイトに掲出する車輛のデータについて、当社がその正確性を保証するものではなく、これにより会員に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

- 2 本倶楽部サイトのサーバ、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災、保守作業、その他の理由によりサービスの中断、遅延等が発生し、その結果会員が損害を被った場合においても当社は一切の責任を負いません。
- 3 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、提携会社の都合、その他当社の責に帰することができない事由により、当社が個別契約の全部又は一部を履行できない場合は、当社はその責任を負わないものとし、会員はこれを予め了承するものとします。

(合意管轄)

第21条 会員は、本規約および個別契約上の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(改定)

第22条 当社は、必要に応じ随時、本規約の改定を行うことができるものとし、会員はこれを予め了承するものとします。

- 2 会員は、本規約の改定があった場合でも、何ら異議を唱えず、当社に対して一切の損害賠償等の請求をしないものとします。
- 3 当社は、本規約に改定があった場合は、本倶楽部サイトに掲出することをもって告知するものとし、当該掲出をもって効力が発生するものとします。

制 定：2014年 2月 1日